一　施行者の名称　石川県
二　都市計画事業の種類及び名称　平成二十八年北陸地方整備局告示第四十二号輪島都市計画道路事業三・五・六号河井町横地線
三　事業施行期間　自平成二十八年三月三十日至令和十三年三月三十一日
四　事業地
　収用の部分　変更なし
　使用の部分　なし

○中部地方整備局告示第百四号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十二月五日　　中部地方整備局長　森本　輝

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
十九号	長野県木曽郡木祖村大字藪原九五番四から同郡木祖村大字藪原一六〇番四まで（ただし、関係図面に表示する部分のみ。）	中部地方整備局及び同局飯田国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月五日十時

○九州地方整備局告示第百三十二号

次のように道路の区域を変更したので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第一項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十二月五日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二百二十号
(三)　道路の区域

区間	変更前後別	敷地の幅員延長
鹿屋市白水町一九八六番四から垂水市新城字梶ヶ平四三四六番一まで	前	B A　七・五〇～一一・〇〇（メートル）　七・二五〇（キロメートル）
	後	B　一五・〇〇～一三七・〇〇　七・五二〇 A　七・五〇～一一〇・〇〇　七・二五〇 B A　一五・〇〇～一三七・〇〇　七・五二〇

(四)　図面縦覧場所　九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

○九州地方整備局告示第百三十三号

次のように道路の供用を開始するので、道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第十八条第二項の規定に基づき、告示する。
その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十二月五日　　九州地方整備局長　垣下　禎裕

路線名	供用開始の区間	図面縦覧場所
二百二十号	鹿屋市白水町一九八六番四から同市古里町五八一番二まで	九州地方整備局及び同局大隅河川国道事務所

供用開始の期日　令和七年十二月六日

官庁報告

官庁事項

関東地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十二月五日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　二十号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
茅野市宮川字素麺畑四四五三番一地先から同市宮川字下河原四三九九番七まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
(五)　占用を制限する理由　ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十二月六日
(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局長野国道事務所

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。
その関係図面は、令和七年十二月五日から二週間一般の縦覧に供する。
令和七年十二月五日　　関東地方整備局長　橋本　雅道

(一)　道路の種類　一般国道
(二)　路線名　一号
(三)　占用を制限する区域

区域	備考
東京都港区虎ノ門一丁目三〇〇番一から同区虎ノ門三丁目八〇番まで	

(四)　制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五)　占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六)　占用の制限の開始の期日　令和七年十二月六日
(七)　図面縦覧場所　関東地方整備局及び同局東京国道事務所